

明恵上人の砂

——真言加持土砂の日本の変容——

吉 野 政 治

1

平安時代の公家日記に棺の中の遺体に土砂が撒かれたことが見える。

平信範『兵範記』久寿二年〔1155〕七月廿七日、近衛天皇に
関する「御葬送雑事」

子刻、有^二入棺事^一、刻限、持^二參御棺^一、(中略)

宇治法印被^レ奉^レ入^二真言^一〈其体如^レ護、被^レ安^二御頂上
程^二云々^一〉

土砂被^レ散敷〈可^レ尋之〉

次覆^レ絹、以^レ布緘之、今度四丈布二切云々、

同記久寿二年〔1155〕九月十六日、法性寺殿入棺の記事

九条兼実『玉葉』養和元年〔1181〕十二月五日、皇嘉門院の
入棺の記事

帛參之後、持^二參御棺^一〈注略〉、(中略)先撒^二屏風几帳
等^一。開^二御棺^一、其上被^レ出^二雜物等^一、並^二置之^一〈注

寅剋、法性寺殿有^二御入棺^一、……次奉^レ入之、御衣、袈
裟、御裳〈僧〉、素服〈帶也〉、糸針〈入^二帖紙^一〉、私篋^{マツ}
〈裏^二生絹^一、已上入之〉。〈散土砂、延猷阿闍梨進之、大

嶺砂加持云々〉又御護、御念珠、金泥法華經一部〈雖^レ

非^二先例^一、御遺令云々、新儀定、尊勝陀羅尼、光明真

言、随求陀羅尼〈已上納^二金銅筒^一〉等、奉^レ納^二御首

方^一。次覆^二野草御衣^一〈有^二梵字^一〉。次覆蓋加覆、以^レ

布緘之、

略)

先真言筒、次御護〈注略〉

次野草衣〈年来被_レ儲置_一、大原聖人本覚坊、書_二梵字_一、

唐綾単也〉

次香。次土砂。

『吉事次第』(建仁二年 [1202] 頃成)には、この土砂が屍骸の頭・胸・足の三方所に散らされることが記されている。

次土砂ライル。

引覆ノ上ニ御カシラ。御胸。御足。此三所ニ当テ散シイル。

『吉事略儀』の「御棺事」の条には、やや詳しく次のように記されている。

次奉_レ移_二御体_一(説明略)次入_二御枕_一(説明略)次奉_レ掩_二

野草衣_一〈書_二梵字_一。以_二字方_一為_レ上_一〉不_レ可_レ拔_二取本御衣_一。

次散_二土砂_一。役人中堪_レ事人可_レ散_レ之。御頭。御胸。御足等三箇所〈野草衣上〉。散_レ之。

2

この土砂は光明真言加持土砂と呼ばれるもので、光明真言を

誦することで浄められたものである。「光明真言」とは「唵阿謨伽尾盧左曩摩訶母捺羅摩拏鉢納摩入縛羅鉢羅戰多野吽」という呪文であり、その意味は「浄土變の真言。かの効験空しからざる遍照の大印あるものよ。この宝珠・蓮華・光明の三徳あるものよ。それを転ぜしめよ。菩提心の聖語⁽²⁾、あるいは「不空遍照の大印は宝珠・蓮華・光明の諸徳を具有し、これを転じて行者の身に満たさせん⁽³⁾」という。「加持」とは加被・加護という意味であるが、後には祈祷と同一視されて加持祈祷と併称されるようになる。

この光明真言土砂加持の秘法は菩提流支(唐の開元十五年 [727] 没)訳『不空羼索神變真言經』の「灌頂真言成就品」に、

この真言を以て土砂を加持すること二百八遍し、亡者の屍骸の上に散じ、或は墓の上、塔の上に散ずるに、その亡者地獄餓鬼若しは修羅等の中にとありとも、大灌頂光明真言加持土砂の功力により光明を得、諸の罪障を除き、所苦の身を捨て、西方極楽国土に往きて蓮華に生じ、乃ち菩提を成すに至らむ。(原漢文)

とあり、不空(大曆九年 [774] 没)訳『不空羼索毘盧遮那仏大灌頂光真言經』に、

若し諸衆生具造せる十悪五逆の諸罪、猷なほ微塵の斯の世界に満つる如く、身壞し命終して諸の惡道に墮せんも、この眞言を以て土砂を加持すること一百八遍して、尸陀林の中にして亡者の屍骸の上に散し、或は墓の上に散し、遇ふごとに皆これを散せよ、彼の所の亡者若くは地獄の中若くは餓鬼の中若くは修羅の中若くは傍生の中にも、一切不空如来不空毘盧遮那如来眞実本願大灌頂光明眞言神通威力加持土砂の力を以て、時に応じて即ち光明の身を得、及び諸罪報を除き苦む所の身を捨て、四方極樂國に往き、蓮華に化生して乃ち菩提に至り、更に墮落せず。

(原漢文)

とあることに拠ると言われるが、我が国では平安時代に源信(982-1017)や慶滋保胤(-1002)等から唱えられ、鎌倉時代に明恵上人高弁(1173-1232)の主唱によって盛んになったとされる。

明恵上人のこの秘法に関する著作には『光明眞言土砂勸進記』(安貞元年〔1227〕成)、『光明眞言土砂勸信別記』(安貞二年〔1228〕成)、『加持土砂略作法』(成立年未詳があるが(本稿での引用は『日本大藏經』による。以下引用の後に示した頁はこの書による)、例えば『光明眞言土砂勸進記』には光明眞

言土砂の効用について次のように説明されている。

夫それ、光明眞言ノ土砂ト申スハ、一切如来ノ大秘密ノ法也。(中略)シカルニ眞言ニツキテ物ヲ加持スルト申ス事アリ。其作法ハ眞言行者ノナラヒツタフル事也。此眞言ニテスナゴヲ加持シツレバ、此スナゴスナハチ眞言ノ一ノ文字トナリテ、此眞言ノ字義ヲ具足シ、句義ヲ成就シテ、其スナゴヲ亡者ノカバネ、ハカノウヘニモチラシツレバ、此亡者一生ノアヒダヲモキツミラツクリテ、一分ノ善根ヲモ修セスシテ、無間地獄等ニヲチタレドモ、コノスナゴタチマチニ眞言ノヒカリヲハナチテ、罪苦ノトコロニヲヨブニ、其ツミヲノツカラキエテ、極樂世界へ往生スル也。

(上巻 p. 217)

また『光明眞言土砂勸進別記』には、その功德は死後だけではなく在生の時にも及ぶとされる。

信仰ノ心深キ人、在世ノ時其身ニ帯セバ、現世ニハ其身ノマモリト成リ、後生ニハ出離ノ大益ヲ成ズベシ。若然もしラズシテ墓ニ散スト云文ヲ守ラバ、五逆罪人ノ墓ニ散スト見ヘタレバトテ、五逆ヲ造ラザン人ノ墓ニハ散スベカラズト意得ベシヤ。若罪人ヲソラ救フ。況ヤ善人ヲヤト意ヲ得バ、

墓ニチラスニ尚大利アリ。況ヤ其身ニ持タランヲヤ。没後猶利益アリ、況ヤ在世ヨリ信ゼンヲヤ。カクノゴトク談ズルハ即チ經文ノ心ヲ得ルナリ。

(pp. 249-50)

弟子の喜海の記した『高山寺明恵上人行状』に「安貞二年九月の比より、光明真言の法によって土砂加持あり」とあり、これらの書物が書かれる以前から明恵上人は、この秘法を行なっていたようであるが、そうした明恵上人の実践や著作によって、この秘法は民衆の間にも広がっていったようで、中世以降の文学の中にもしばしば現れてくる。例えば、

○『源平盛衰記』

定じやうにして頸をば渡されけるなり。獄門の木に懸けられて後、御室みむろより申されて、骨をば高野たかのに送られて、様々御追善有りけるなり。土砂どしゃ加持かぢの功德、なほ無間の苦を免るといへり。

(卷三十八)

○無住『沙石集』

光明真言は儀軌の説に「已あきこに悪行あくぎやうによりて地獄に落ちて、苦を受くる事ひまもなし。異熟いじやくの果定くわまれる者を、行人ぎやうにんありて、土沙どしやを加持かぢして、亡者の墓所むしよに散らせば、土砂より光明を放ちて亡者の魂を導き、極楽へ送る」と云へり。

○近松門左衛門『心中万年草』

久米之介身をかくし立かへれば骨桶こつぱけに、櫛しきみをそへて残したり押し戴き三拜し、分けて給はる骨肉をひとつに返へす阿字あじ本不生ほんふじやう、阿字の一刃やぎ是也と喉のどにくつと突き立て、死骸の上ののり(乗・法)の花梅と枕をならべける。地水火風の風の山水は谷水土は又、土砂の功德の真言秘密、善男子善女人堂心中、かくとぞ聞こへける。

(下)

など見え、江戸の雑俳にも、

土砂の入る往生をする衣川 (誹風柳樽・三、明和五年)

次信にお手づから土砂かけらる、

土砂かけてどふやらかふやら仏也 (卯花かつら、正徳元年)

つむじ風土砂加持ほどに踊る砂

(類字折句集、宝暦十二年)

(新編柳樽・二十八、弘化三年)

と見える。また、浄瑠璃や雑俳などには「どしやをかけたよう」という比喻も見える。「土砂加持をした沙をかけると硬直した死体も柔らかく」というところから) 急に態度が柔らぎ、

弱々しくなるさま。ぐにやくにやになるさま」(『日本国語大辞典』を言う)。

3

ところで、土砂を加持することはチベットの經典では見あらず、インドの原典に存在したとしても中国で過大に増幅されたのではないかと言われる。また、『不空羅索神變真言經』『不空羅索毘盧遮那仏大灌頂光真言經』が出来る以前にも中国では行われていたようであるが、「七世紀末八世紀初頭のものとは後ものに較べると非常にシンプルで」あったとされる。⁽⁵⁾

本稿で注目したいのは、菩提流支また不空の訳した經典では「加持土砂」とあるのに対して、その「七世紀末八世紀初頭」の仏典では「土」とのみ書かれていることである。⁽⁶⁾

杜甫行願記	仏頂尊勝陀羅尼經(六七九年)	↓	「土」
地婆訶羅記	仏頂尊勝陀羅尼經(六八二年)	↓	「土」
仏陀波利記	仏頂尊勝陀羅尼經(六八三年)	↓	「土」
地婆訶羅記	最勝仏頂陀羅尼淨業障呪經(六八七年)	↓	「黃土・呪土」
義淨記	仏頂尊勝陀羅尼經(七一〇年)	↓	「淨土」

また、八世紀後期の法崇記「仏頂尊勝陀羅尼經跡義記」(七五五年)にも、

若有「先亡処淨土十一把」、誦「此真言二十一遍」、散「其亡者人身骨之体」、即得「離苦」。

とあり、成立年が不明で偽作とされているものであるが、善無畏記「尊勝仏頂修瑜伽法軌義」の第十法にも、

若有「人欲得救一切畜生罪苦者」、取「黃淨土」以「真言」加持二十一遍、散「於畜生身上」及散「四方」、即得「罪苦消滅」。

とあり、第二十九法にも「悉取「行者坐処土」散之時、亡者即得「離苦解脱」とあり、第三十一法にも「預「於山前」誦「真言」二十一遍、加「持黃土」七遍」とある。さらに、時代は降るが、宋の元照律師(1048-1116)の『芝園集』「秀州呂氏靈骨贊」にも次のように見える。⁽⁷⁾

秀州海塩広陳鎮座普照院釈智円母喪。以「遺骨」盛於小匣。日誦「毘盧灌頂呪」。加「持淨土」覆「于骨上」。殆至「盈尺」。一日頂骨忽湧「於土面」。初不「以為」然。仍「旧覆」之。翌日復爾。衆皆驚駭。(下略)

秀州海塩広陳鎮座普照院釈智円の母喪す。遺骨を以て小

匣に盛り、日に毘盧灌頂呪を誦して淨き土を加持して骨の上を覆ふ。殆んど尺に盈るに至る。一日、頂骨（頭の骨）忽ちに土面に湧く。初め以て然りと為さず、旧に仍て之を覆ふ。翌日復た爾り。衆皆驚駭す。（下略）

このように菩提流支訳また不空訳の經典では「土砂」と書かれているものが、それ以前の經典では「土」とのみ書かれ、またそれ以後でも実際に土を用いている例もある。このことをどのように理解したら良いのだろうか。

あるいは「土砂」は土のように極めて細かい砂という意味であり、それを「土」と表現しているのだろうか。あるいは「土砂」という語は土と砂を意味し、加持するものはそのどちらかを用いるということであり、多くはもっぱら土が用いられていたと理解すべきであろうか。いずれとも決しがたいが、

加持土砂は中国において、殯から改葬へ、荒魂から和魂への必要欠かざる手続きではなかったか。骨に散じたり、或は霑じるといった行為は洗骨や焼骨のような「浄化」する役割を担った、と考えられないだろうか。また土砂であることは土葬と深く関係するであろうし、二次的な埋葬において殯を経て成仏した（祖霊化した）魂の住所（仏刹土）

に適わせるためには、真言で加持した光をとまなう淨土でならないと考えたのではないか。

とする論¹⁰もあり、これによると土を用いるのが本来であった可能性が高いように思われる。

いずれにせよ、中国においては「土」が用いられているのに対して、後に確認するように明恵上人は砂を用いており、今日でも近畿四国中国地方一帯の寺院では土砂加持は広く行われているが、白砂が用いられているようである。本稿で考えたいのはこのことである。なぜ明恵上人また現在の日本では砂のみが用いられているのだろうか。

4

明恵上人以前に加持土砂の功德を唱えた源信の「二十五三昧起請」には「可_レ以_レ光明真言加持土砂_一置_上亡者骸_上事」などと見え、「土砂」の語が用いられている。明恵上人もまた「土砂」という語を用いていないわけではない。例えば『光明真言土砂勸進記』に次のような文章がある（文中に「土」が一例見られるが、明恵上人手訂定稿本には「土トシテ」の部分がなく、他にも「土」と書かれている例はない。おそらく誤りであろう）。

ヲホヨソ仏法ノ見聞ノ功德ハナハダフカシ。須弥山ト申ス山ハ、金銀、吠瑠璃、頗脰、迦宝ト申ス四宝ニ成ゼラレタリ。モロモノトトリ、其方面ニトブコトアレバ、悉クソノイロニ同ズ。北方ハ金色ナレバ、キタニソヒテトブニハ、トリ金色ニナル。余方モ又シカリ。コノ真言ノ功德モ又カクノゴトシ。土砂此真言ノ加持ヲエテ、土トシテ真言ノ功德ヲソナフ。衆生此土砂ニチカツケバ、又土砂ノ功德ヲウツスナリ。シカレバ青丘大師ノ土砂ニアフヲ有縁トスト判ジタマヘルコト、イミジク覚ユ。マコトニ仏法ニ縁ナキコトニゾカナシムベキニ、此土砂ノ方便ニヨリテ、衆生ヲシテ仏法ノ有縁ヲ成ゼシムコト、ヤスキ事也。(上巻 p.230)

この文章は加持土砂の原理を説いた箇所である。したがって、「土砂」という語は菩提流支訳『不空羂索神變真言經』や不空訳『不空羂索毘盧遮那仏大灌頂光真言』に「加持土砂」とあるのに従つて、言わば術語として用いられているのであろう。後に示すように実際にその作法や功德などを具体的に説明した箇所では「イサゴ」あるいは「スナゴ」「細砂」の語が用いられている。したがって、明恵上人の文章に「土砂」が使われていても、実際に用いられていたのは砂と考えてよいであらう。

「イサゴ」「スナゴ」「細砂」と書かれている例は、先に2節に引用した『光明真言土砂勸進記』の文章にも見られたが、なおいくつかの例を挙げれば次のとおりである(破線を引いたのは後に本稿で取り上げることが書かれている箇所である)。

○問テ云、シカラバ真言師フカキ山ノ中ニ住セラムニ、其ホトリニハ細砂アルベカラズ。シカルニ此功能ヲキキテ土砂ヲ要セム人、サトノ不淨所ノ土砂ヲトリテ、深山ヘヲクリテ、加持ヲ申シウケム事ハ、ハバカリナラムヤ。

答テ云、カヘスガヘスアルベカラザルナリ。真言加持ノ法ハ、諸事キハメテ清淨ニシテ成就スル事也。モシケガルル事アレバ大力ノ田比毗那夜迦等タヨリヲエテ、ソノ悉地ヲ障礙ス。シカレバタトヒ山ヲコヘタニヲヘダツルワヅラヒアリトモ、キハメテキヨカラムトコロノイサゴヲトリテ、アタラシカラムウツハモノニ入テ、真言師ノモトヘヲクラバ、真言師又大願ヲオコシ、慈悲ニ住シテ、本尊ノ御前ニシテ、ネムゴロニ祈願ス。(上巻 p.241)

○問テ云、仏像等ハ諸根相好ヲキザミアラハセバ是ヲ拝シタテマツルニ、信ヲコリヤスシ。此土砂ハ其カタチ様モナキスナゴナレバ。フカキ効能ヲキクトイヘドモ、信心ヲコロ

ガタシ。信心マタカラズバ効能モマタカラズヤアルベキ。

答テ云、(中略) キミガ眼ノマヘニ、ヨノツネノイサゴトミテ、心ノウチニ加持ノ協ヲ信ゼザルハ、マヅイサゴトラバ、イサゴハナニ物ゾヤ。

答テ云、イサゴト申スハ、青黄等ノ色コトニシテ方円等ノカタチヲナジカラズ。カタチコマカニシテ一聚ヲナセリ。是ライサゴト名ク。

問テ云、シカラバ草木等モ、青黄等ノイロ方円等ノカタチコトナリ。是ハイサゴナリトヤセム。

答テ云、カレハ大ニシテカタカラズ。イサゴハカタクシテコマカナリ。(下略) (下巻 p. 236-35)

○ 話シテ云、シカラバイサゴヲモシラズ、咒法モシラズ。モシトモニシラズバ、タダ大聖ノ所説ヲ信ズベシ。大聖ハイサゴヲモシリ、咒法ヲモシリタマヘリ。諸仏常依二諦法トイフハ是也。(中略) イサゴハ、是衆多ノ極微合成セリ。極微ハ聚集シテカリニアリ。離散シテハ其体ムナシ。(下巻 p. 236)

また、「散砂」と書かれている箇所も見られる。

○ 答テ云、臨終ニ正念ミダレズトテヲハラム人ハ、ナンゾカ

ナラズシモ土砂ノ利益ヲタノママ。一生善分ナキ人他人散砂ノ利益ヲウク。(中略) 是則重罪無福ノ極重悪人、タダ他人散砂ノ力ニヨリテ、浄土ノ宝華ニカタチヲウクレバ、イハムヤ生前ニワヅカニモ信仰ヲシタシ、発願セラレム人ハ、タトヒ罪人ナリトモ速疾ノ勝利ウタガフベカラザル事也。(上巻 p. 226)

イサゴは奈良時代以前には石ほどの大きさのものをも指すこともあつたようだが、平安時代にはスナゴと同じくらいの大きさのものを指したようである。『新撰字鏡』(昌泰年間(899-901)成)に「礫(石微細而随風飛也。伊佐古、一云須奈古)〔享和本〕とあり、凶書寮本『色葉字類抄』(十一、二世紀頃成)にも「砂：以佐古、一云須奈古」とある。『光明真言土砂勧進記』でもまた「イサゴヲカゼソフキタテタルハ、クモキリノゴトクシテ」(上巻 p. 226)、「イサゴハ是衆多ノ極微合成セリ。極微ハ聚集シテカリニアリ。離散シテハ其体ムナシ」(下巻 p. 236)などあり、風に飛び、さらさらと手から流れ落ちるような砂である。また「青黄等ノ色コトニシテ方円等ノカタチヲナジカラズ。カタチコマカニシテ一聚ヲナセリ」(p. 236)とあり、現在は白砂が用いられているようだが、明恵上

人はさまざまな形や色のものを用いていたようである。

5

真言を加持することによつて清浄化されるのは土砂だけではない。真言の加持を受けたものはすべてその功德を得るとされる。『不空羼索毘盧遮那仏大灌頂光真言』に、

若し諸鬼神魍魎の病には五色の線素を加持すること一百八結して、その病者の腰腎頂上に繫れば則ち除差す。

若し諸の癱病には白線素を加持すること一百八結して、頭頂の上に繫け、衣を加持して着せしむれば即ち除差せしむ。

若し石菖蒲を加持すること一千八十遍してこれを捨つ。他と相對して談論する時は即ち勝て他伏せらる。

等々とあり(原漢文)、『岩波仏教辞典』によると、供物、念珠、香水などを浄化する「供物加持」「念珠加持」「香水加持」などもあるようである。

明恵上人は特に土砂加持を重視したことになるが、それは『光明真言土砂勸進記』に次のような一節が見えることから判断すると、華嚴經の祖師青丘大師の「遊心安樂道」という書の影響が強かつたようである。

シカレバ青丘大師ト申ス祖師、遊心安樂道ト申ス極樂往生ノフミヲ、ツクリマヘル中ニ、問答シテイハク、善縁アヒテ九品ノ往生ヲトグル事ハ、聖經ノ文義サカリナレバ、ウタガヒヲナスニタラズ。モシ衆生アリテ罪業ヲノミツミテ、スベテ善根ノタクハヘナキモノ、ステニ三途ニヲチテ苦報ヲウクルヲ、方便シテカレヲスクヒテ、極樂界ニ往生セシムルコトアリヤト問ジテ、コレヲ答スルニ此光明真言ノ土砂ノ利益ヲイダセリ。則不空羼索經ヲヒキテイハク、モシ衆生アリテ十惡五逆等ノモロモロノツミヲツクリテ、惡道ニヲチタラムニ、此真言加持ノ土砂ヲ、モシハカバネノウヘニモ、モシハハカノ上ニモチラサバ、カノ亡者地獄餓鬼修羅畜生ノ中ニモアレ、此一切如來眞実本願大權現光明眞言加持土砂ノチカラニヨリテ、光明ソノミニヲヨブコトヲエテ、モノモノノ罪報ヲノゾキテ、極樂国土ニユキテ、蓮華ヨリ化生シテ、ススミテ無上菩提ヲウベシトイフ經文ヲヒキテ、其スヘニ述懐スル中ニイハク、他作自受ノコトハリナシトイヘドモ、縁起難思ノチカラアリ。則シリス、此呪砂ニアハズバ、カノ罪人ウカブコトナカラム。サイハイニコノ光明真言ニアヘリ。土砂ニ合スルコトカタカラス。

心アラム人タレカ奉行セザムトイヘリ。(上巻 p.218)

注目されるのは、右の青丘大師の「遊心安樂道」からの引用文中に「呪砂」という語が見られることである。右の引用は原文がほぼ忠実に読み下された形でなされており、「呪砂」も原文に用いられている語である。さらに右に引用の後の原文にも「散」砂墓上「尚遊」彼界」。況乎呪「衣着」身聆「音誦」字者矣」と見える。したがって、唐の青丘大師は砂を用いており、明恵上人はそれを受け継いだとも考えられる。しかし、明恵上人は無批判にそれを受け継いだのではないようである。

『光明真言土砂勸進記』に次のような一節がある。

ココニ儀軌本経ニ相応物ト申シテ、草木土砂等ヲ加持シテ、悉地ヲ成就スル事ヲトケリ。ソノ中ニ今此土砂ヲ加持シテ、与樂拔苦ノ悉地ヲ成ズル事ハ、真言ノ体性ハ甚深ナリ。土砂ハモトヨリ衆生ノ業増上力ニヨリテ、変現スル体性ナレバ、衆生妄情ノ所縁也。如来ノ大智ノ力、光明真言ノ法力ヲ是ニクハフレバ、土砂是ヲタモチテ一切如来ノ色塵ノ法門身トナル。則衆生身ニ合シテ一体トナルガ故ニ、其ノ得益スミヤカナリ。(中略) 土砂ハ衆生業力ノ増上果ナルガユヘニ、衆生ノ身心ニ合スルハ、ヤキカタメタルシヲ、

シルアハセニアフガトキナリ。(下略) (p.226)

「衆生ノ業増上力」の意味がよく解せないが、耕す行為によつて土質になる土壌などを指しているのであれば、不毛の石が砕けて出来る砂よりも、穀物の育つ土こそが相応しいように思われる。本文にも次のような問いが書かれている。

問テ云。土砂ハ衆生業力ノ増上果ナルガユヘニ得益相順ストイヘバ、一切ノ草木等ミナ増上果也。カレヲ加持シテ光明ノ益ヲナスベシ。ナニニヨリテカイサゴヲ加持スルヤ。

これに対して上人は、

此重ハ秘密甚深ノ事相ナリ。タダ仰信ヲコラスベシ。

と答え、敢えて説明すればと、次のように続けている。

タヤスクコトバラヲコスベカラズトイヘドモ、瑜伽行法ノナラヒ、ヲラク事相ノ所標ニツキテ、観念ヲマウケタリ。則ミツソソギ物ヲキヨメ、火ニナゲテ諸尊ノ受用ヲアラハスガゴトキナリ。イマコレニナゾラヘテ所標ヲ推スルニ、イサゴヲカゼニフキタテタルハ、クモキリノゴトクシテ、光明ヲ標スルニタヨリアリ。又其数ヲクシテ如来ノ無量ヲ標シツベシ。シカレバ一切如来ノ五智ノ光明ヲ標スルトキ、イサゴヲモチキテ相応物トスルナルベシ。

又クワシク真言ノ句義ヲ釈スルトキ、一一相応スルコトアリ。イハユル経ノ中ニコノ真言ノ持者功德ヲトクニ、一切如来ノ大摩尼種族トナリ、一切如来ノ大蓮華種族トナリニ一切如来ノ大金剛種族トナリ。(中略)是ニゾラヘテイヘバ、此土砂タマニニタレバ、摩尼種族ヲアラハス。ミツノソコニテクズケガレズ蓮華種族ヲアラハス。カタキコトハ金剛種族ヲアラハス。カクノゴトキノ甚深ノ義ヲアラハシテニ、一二ニタヨリアリ。コレニヨリテ此土砂ヲ相応物トスルナルベシ。(下巻 pp. 227-8)

風に吹き立てられると雲霧のようになり、光明を示すに便りあり、その数の多さは如来の無量なるを示すことによれば、塵埃ほどの大きさのものと考えられるが、なお上人はなお「イサゴ」と言う。また、玉に似て、あらゆる苦を取り除く如意宝珠のような摩尼珠(珠の総名)のようであり、水の底にあつて朽ちず穢れないことは、泥にも染まず清浄である蓮華と同じであり、堅いことは煩惱の魔を降伏させる金剛と同じであると言う。そのようなものであれば、土や泥ではなく、砂でなければならぬことになる。⁽¹³⁾

上人にとって光明真言は「不空遍照の大印は宝珠・蓮華・光

明の諸徳を具有」するものであり、その諸徳を付着させるものは、生物の腐敗物をも含む不純な土ではなく、清浄な砂でなくてはならなかったのであろう。不純物をふくまない清浄な砂だからこそ一粒一粒が真言の光を放ち、衆生の苦患を除き、法楽の境に導く力を得ることができると上人は考えたものと思われる。『光明真言土砂勸信別記』には次のように言う。

仏智ヲ凡夫ノ土砂ニクハフルトキ、土砂仏智ノ用ヲタモツニヨリテ、光明トナリテラス也。是則加持ノ義也。(中略)土砂スデニ無量甚沢ノ義理ヲフクメリ。其上ニ仏力アヒクハハラムトキ、イカナル不思議ノコトモアラムニナンゾアナガチニカタシトスルニタラムヤ。(pp. 227-8)

此光明ト申スハ、真言ノ光明也。真言ノ光明ト申スハ、諸仏菩薩ノ無漏ノ慧、土砂不生ノ義ヲ照了ス。其ノ用ヲ無明所発ノ土砂ニ加フル時、土砂是ヲ持チテ、無明ハ無体ニシテ仏慧ヲ礙ヘズ。土砂ハ不生ニシテ性質徳ヲ顯ハス。

(p. 251)

すなわち、砂は「無明」(真理に暗いこと)のものであり、「無体」(実体が無いこと)のものであり、「不生」(生を超越していること)のものである。それゆえに真言の光明を妨げること

なく、その感化を受けて真言そのものとなり、真言の力を發揮するのである。『光明真言土砂勸信別記』にはまた、

土砂ニ自ラノ深キ功力ナシ。必ズ真言師ノ加持ヲ受テ秘密ノ土砂トナル。
(p.282)

ともあり、

此スナゴスナハチ真言ノ一ノ文字トナリテ、此真言ノ字義ヲ具足シ、句義ヲ成就シテ
(p.217)

ともある。

7

加持に用いられる砂は、箱に詰められ蔵に蓄えられる砂金のようなものではなく、ただの砂である。『光明真言土砂勸信記』に言う、

問云、然ラバ土砂ノイロ一色ニアラザレバ、黄色ニシテヒカリアル土砂アリ。カレハ砂金ナリトヤセム。
答云、ナヲ土砂ハ砂金ニハアラザルナリ。

問云、キミモトヨリ青黄等ノイロ、コトニ、方円等ノカタチ、ヲナジカラズシテ、カタクコマカナルヲ、イサゴトイフニ、砂金土砂ニミナ、此義アルライヅレノトコロヲワケ

テカ、土砂金砂ヲナジカラズトイフヤ。

答云、金砂ハ珍宝ニテ、ハコノソコニツ、ミラケリ。土砂ハタカラニアラズシテ、タダ大地ニ充滿セリ。例スベカラザルナリ。
(p.235)

ただし、明恵上人の加持土砂は「キハメテキヨカラムトコロ」から得られた清浄な砂でなければならぬものであつた(p.241)。『梅尾明恵上人伝記』(下巻)にも次のような話が見える。

又或る時、上人光明真言土砂加持をせんとて、土砂を取り寄せて加持し給ふに、修中に忽ちに不浄の悪相現する事、両三度あり。上人奇^{あや}みて、此の土砂取りける処を問ひ給ふ。即ち土砂の在所を見せしめ給ふに、傍^{かたわら}に野犬の糞^糞したる有りて、あたりに散れり。此の由を申しければ、其の後より侍者の僧に仰せて、極めて清浄なる地を撰びて取りて来るべしと也。
(岩波文庫 p.156)

また『光明真言土砂勸信記』にも、

シカラバキハメテキヨカラム所ノイサゴラモチキルベシ。愚身此事ヲ一大事ニシテ、初メニキハメテ人トヤキ海中ノシマノホトリノイサゴラタツネヨセタル事アリキ。其中ニ

貝ノクダケマジハリタル事アリシカバ、ステテはヲモチキス。
(pp. 241-2)

とも見える。明恵上人は、結局、梅尾高山寺の横を流れる清濁川の砂を用いていたようである (p. 242)。清濁川の砂は以降末期の砂として採取され続けられたようである。松江重頼編『毛吹草』(慶長七年—延宝八年 [1602-80]) に「梅尾土砂」(末期二用之) (巻四) とあり、黒川道祐の『雍州府志』(天和二年—貞享三年 [1682-86]) にも「処々山有之。然自古持律僧取梅尾山之土砂、清水洗淨數過、然後盛壺置護摩壇、七箇日間加持之、是謂土砂加持。伝言撒加持土砂少許於新死之尸、則其筋骨雖壓數日不強直、有下便納棺内也」とある。『兵範記』に見えた「大嶺砂加持」の「大嶺」は修験道の聖山大峰山のことであろうか。⁽¹⁶⁾

8

白州正子氏は『梅尾高山寺 明恵上人』(講談社昭和四十二年 [1967] 刊) の、

どこまでも明恵について廻るのは、石に対する特別な感情で、そこには巨岩を拜した古代人の記憶が甦って来るよう

に思われます。当時はいわゆる神仏信仰が盛んな時代でしたが、この上人ほど身をもって、古代の自然信仰と、外来の仏教の精神を、体得した人はいなかったようです。

(『夢の記』)

と書かれている。『梅尾明恵上人伝記』(下巻) に「上人禪定をのみ好み給ひて、一兩年は小さき桶を一つ用意して、二三日、四五日の食を請ひ入れて脇にかけ、後の山に入り、木の下、石の上、木の空、巖窟などに、終日終夜坐し給へり。『すべて此の山の中に、面の一尺ともある石に我が坐せぬはよもあらじ』と仰せられる」(『岩波文庫』p. 106) といったことからだけでも、確かにそのように考えられるが、巨岩だけでなく、加持土砂に清浄な場所から採られた「砂」を用いたのも同様に古代の自然信仰と関係するのではなからうか。

野本寛一氏は民俗学における鉱物の研究の対象を岩石だけに限定せず、大きくは岩山岩島まで、小さくは砂にまで広げられたことで注目されているが、その著『石の民俗』(雄山閣出版昭和五十年 [1975] 刊) によると、民間において砂は浄化力を持つものとして考えられていたものである。例えば静岡県御前崎では、御嶽講の祈祷の際に庭の護摩の座のまわりに敷きつめ

られるのは、海浜から拾ってきた清浄な砂である。また、七夕祭りには海水で洗い清めた笹竹の根元に海砂を盛りあげ、盆や人が死んだ時には香炉の灰を捨て、清浄な浜砂に入れ替える。野本氏は、こうした民俗が古社の社殿周辺や祓処に白砂が敷かれる基盤になっているとする。明恵上人の砂もこうした民間信仰における砂とつながっているように思われるのである。

注

- (1) 「野草衣」は遺体を覆う布のことであると考えられる。拙稿「野草衣考」(『同志社女子大学日本語日本文学』第21号 2009.6)
- (2) 初崎正純「光明真言に関する密教法要の研究」(日本印度学仏教学会『印度佛経学研究』21-2 2010.3)に見える初崎氏の直訳。
- (3) 佐和隆研編『密教辞典全』(法蔵館1975刊)に見える訳。「大印」とは凡ての行者と本尊とが合一化すること、「宝珠・蓮華・光明の諸徳」とは「価値の世界を具有する宝珠の徳」「無視純愛の世界を象徴する蓮華の徳」「無限生命の世界を示す光明の徳」である(田中海應『光明真言集成全』(東方出版、昭和三十三年〔1958〕刊、昭和五十三年改訂p.70)。
- (4) 田中海應『光明真言集成全』(p.123)に、源信の『起請八ヶ条』(『二十五三昧式』寛和二年〔986〕成)に光明真言を誦し土砂を加持すべき事の条があることが指摘されており、宗史研究室「光明真言信仰の日本的展開——特に葬送儀礼における光明真言土砂加持について——」(『現代密教』智山伝法院、第6号1983〔発行〕)にも、土砂加持としての光明真言が史料に最初に見出せるのは、源信や慶滋保胤等によって行われはじめたの二十五三昧会であると、光明真言土砂加持を初めて用いたのは真言僧でなく、浄土経を信奉していた者であることに注目している。
- (5) 宗史研究室「光明真言信仰の日本的展開——特に葬送儀礼における光明真言土砂加持について——」
- (6) (5)に引用されている経典からの調査。
- (7) この「秀州呂氏靈骨贊」は、『日本大藏経』所収の『光明真言土砂勸進記』の巻末にも書写されている。
- (8) 『正字通』に「沙、疏土也」とあり、『類聚名義抄』(図書寮本)の「石」の訓みにツチがあり、『和漢朗詠集』にも「石」をツチと訓んだものが見える。「土」という語あるいは文字と石・砂との関係は、なお考えなければならないことがあるようだが、後考を俟つ。
- (9) 日本の文献であるが、寛文三年〔1663〕の顕証の著『土砂加持作法』には「以清淨砂或土更以淨香水洗之入函或

「桶机上置」之」とある（田中海應『光明真言集成全』p.156による）。

(10) (5)に同じ。

(11) 田中海應『光明真言集成全』pp.383-384に見える訓読文による。

(12) 『日本大藏経』所収の『光明真言土砂勸進記』の巻末に書写されているものによる。

(13) ちなみに現在の地質学では、0.0001ミリメートルと2ミリメートルとの間のを砂とし、それより大きい物は細礫、中礫、大礫と呼び、それより小さい粒子をシルト、さらに0.0001ミリメートルより小さいものを粘土と呼ぶそうである。

(14) 光明真言の光については、『明恵上人夢記』の承久二年七月二十九日条に、

後夜座禪す。禪中の好相に、仏光の時に右方に続松つぎまつの火の如き火聚あり。前に玉の如く微妙の光聚あり。左方に一尺二尺の光明充滿せり。音な有りて云く、「此は光明真言也。」心に思はく、此の光明の鉢を光明真言と云ふ也。本文と符合す。之を秘すべし。」（岩波文庫p.28）と見え、『梅尾明恵上人伝記』にも、

なくなりたるける人の手跡の裏に光明真言を書き給ひて、奥に書き付け給ひける。

書きつくる跡に光のかゝやけばくらき闇にも人は迷

明恵上人の砂

はじ
と見える。（同右・巻上p.151）

(15) 田中海應『光明真言集成全』（p.261）によると、融法師の『光言見聞随記』という書に「明恵上人在住地の高山寺中石水院は諸榜の水上に在り、曬砂なしと雖も、愚僧年久しく顕密法門についてここに自利々他行を積み、この所の麁石を取り、その付近に開伽井を構えこれを篩つて麁石を去り細石を取りこれを用う」とあるよしである。

(16) 高野山で行われる光明真言土砂加持に用いられる砂は、鎌倉時代以来、南都西大寺から送られてくる白砂であるという（『明恵上人手訂定稿本光明真言土砂勸進記』（大東急記念文庫昭和六十年〔1985〕発行）の川瀬一馬覆製解説）。

(17) 白州氏は右の文の後に『土砂勸進記』のことについても触れられ、次のように述べられているが、真言土砂が「砂」であることについては特に問題とされていない。

相手はただの砂石であるが、絵に書いた仏も、信ずれば生身の姿を現わすように、ただ『信』のみが人間を救済する。（中略）要するに、土砂を加持するというのは、呪術に似て、呪術ではない。それは一種の方便であって、ただ様もなく信じてことだけが人を救い、自分も救われる。別の言葉でいえば、信じてことのむつかしさを説いたもののように思います。明恵が疑うこ

とを知らなかったわけではない。たとえば仏師などは、別に信仰がなくとも、美しい仏像を造る。中には悪人もいるけれども、その仏像を拜んで、もし信心を起せば、その人の勝利である。『この土砂も加持によりては、即ち真言となる事は、悪人も仏を作れば仏像となる如し』つまり、嘘から出たまことというものを説いたといっているのですが、(下略)

使用仏典

- 菩提流支訳『不空羂索神變真言經』「灌頂真言成就品」(大正蔵一九・三四九c~三五二c)
- 不空訳『不空羂索毘盧遮那仏大灌頂光真言』(大正蔵一九・六〇六b~六〇七a)

○明恵『光明真言土砂勸進記』『光明真言土砂勸信別記』(日本大蔵経)(日本大蔵経編纂会、大正八年〔1919〕刊)宗典部・華嚴宗章疏下)。また、『明恵上人手訂定稿本光明真言土砂勸進記』(川瀬一馬監修・大東急記念文庫昭和六十年〔1985〕発行)。本書では『日本大蔵経』に見える『光明真言土砂勸進記』の下巻がなく、『光明真言土砂勸信別記』を『光明真言土砂勸進記』の下巻としている。

○明恵『加持土砂略作法』(田中海應『光明真言集成全』東方出版、昭和三十三年〔1958〕刊、昭和五十三年改訂pp. 140-152)

○『明恵上人夢記』『梅尾明恵上人伝記』(『明恵上人集』岩波文庫、久保田淳・山口明穂校注、昭和五十六年〔1981〕刊)